

**預金口座振替収納事務取扱規定**  
**(2020年4月改定)**

**第1条 (収納事務の委託)**

収納事務の委託に際しては、収納事務の対象、取纏店および取扱店の範囲等を別紙様式(1)により届出るものとします。

**第2条 (預金口座振替依頼書の受理等)**

- (1) 当社取扱店は、預金者から預金口座振替の依頼を受けた時は、預金口座振替依頼書(以下「依頼書」という)および預金口座振替届出書(以下「届出書」という)を提出させ、これを承諾したときは届出書を送付します。
- (2) 預金者から依頼書および届出書を受理したときは、依頼書を当社に送付して下さい。当社は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項があるときは、これを受理せずに速やかに返戻します。

**第3条 (振替の依頼等)**

- (1) 預金口座振替依頼は、あらかじめ指定された日時までに共同CMSセンターに対し、所定の方法(データ伝送)により行って下さい。
- (2) 前項の所定の方法(データ伝送)とは別に、当社の事務センターへ振替依頼明細の合計件数・金額等を通知して下さい。
- (3) 振替日を変更するときは、預金者に対して周知徹底を図って下さい。当社はこれに関し特別の通知等は行いません。

**第4条 (口座への入金)**

当社は振替日に当該預金者の指定する口座から請求金額を払い出し、別紙様式(1)により指定された日までに指定預金口座に入金します。

**第5条 (停止通知)**

預金口座振替による収納を停止したときは、その氏名等を直ちに当社(取纏店)へ通知して下さい。

**第6条 (領収書等)**

当社は、領収書・振替済通知書等の作成・郵送等を行いません。

**第7条 (引落不能分の再振替)**

振替不能分について、再度本方法により振替を依頼するときは、次回の預金口座振替依頼の際に行ってください。

その場合、当社は当該預金口座からの引落しについて再振替分と今回振替分に優先順位はつけません。

**第8条 (預金者への通知)**

当社は、預金口座振替に関して当該預金者に対する引落しの通知および入金の督促等を行いません。

**第9条 (届出事項の変更・解約等)**

預金口座振替の取扱を変更または解約する場合は、当社所定の書面により届出て下さい。

**第10条 (解約・変更通知)**

当社は、預金者の申出または当社の都合により当該預金者との口座振替契約を解約または変更するときは、その旨通知します。ただし、預金者が当該指定預金口座を解約したときはこの限りではありません。

**第11条 (規定の変更等)**

- (1) 当社は、本規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は当社ホームページ上の「預金口座振替収納事務取扱規定」を改定し掲示します。
- (2) 当社は、前項の掲示で指定した日(以下「変更日」といいます)以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 契約者は、第1項の利用規定の変更不同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続は、第10条の規定を準用するものとします。

以上

**給与振込・総合振込取扱規定**  
**(2020年4月改定)**

**第1条 (振込事務の委託)**

振込事務の委託に際しては、振込事務の対象、取纏店および振込指定日等を別紙様式(2)により届出るものとします。

**第2条 (取扱店)**

振込を指定できる取扱店は、当社の本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している銀行の本支店とします。

**第3条 (預金口座)**

振込を指定できる預金口座は、普通預金(総合口座を含む)および当座預金口座とし、給与振込の場合は、本人名義の口座に限ります。

**第4条 (指定口座の確認)**

当社に振込を依頼するに際しては、事前に指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合は当社が協力します。

**第5条 (振込の依頼)**

- (1) 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに共同CMSセンターに対し所定の方法(データ伝送)により行って下さい。
- (2) 前項の所定の方法(データ伝送)とは別に、当社の事務センターへ振込依頼明細の合計件数・金額等を通知して下さい。

**第6条 (入金通知)**

当社は振込受取人に対し、入金通知は行いません。

**第7条 (給与振込金の支払開始時期)**

給与振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

**第8条 (届出事項の変更・解約等)**

振込の取扱に変更がある場合または解約する場合は、当社所定の書面により届出て下さい。

**第9条 (規定の変更等)**

- (1) 当社は、本規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は当社ホームページ上の「給与振込・総合振込取扱規定」を改定し掲示します
- (2) 当社は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」といいます）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 契約者は、第1項の利用規定の変更に同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続は、第8条の規定を準用するものとします。

以上

### 一括支払システム取扱規定 (2020年4月改定)

#### 第1条（一括支払システム事務の委託）

一括支払システムに関する事務の委託に際しては、別途取り交わした「一括支払システムに関する契約書」・「一括支払システムに関する覚書」・「一括支払システム協定書」・「一括支払システムに関する磁気テープ、フロッピーディスク、及びデータ伝送の取扱基準」等によるものとします。

#### 第2条（一括支払システムの依頼）

- (1) 一括支払システムの依頼は、あらかじめ指定された日時までに共同CMSセンターに対し、所定の方法（データ伝送）により行って下さい。
- (2) 前項の所定の方法（データ伝送）とは別に、当社の事務センターへ一括支払システム依頼明細の合計件数・金額等を通知して下さい。

#### 第3条（規定の変更等）

- (1) 当社は、本規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は当社ホームページ上の「一括支払システム取扱規定」を改定し掲示します。
- (2) 当社は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」といいます）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 契約者は、第1項の利用規定の変更に同意されない場合、この契約を解約することができます。

以上

### 外国送金サービス取扱規定 (2020年4月改定)

#### 第1条（送金取組の依頼）

- (1) 送金取組依頼は、あらかじめ指定された日時までに共同CMSセンターに対し所定の方法（データ伝送）により行って下さい。
- (2) 前項の所定の方法（データ伝送）とは別に、当社へ送金依頼明細の通貨・件数・金額等を通知して下さい。

#### 第2条（送金手続）

当社は第1条の送金依頼に基づき、送金手続を行います。

#### 第3条（送金目的等）

伝送されたデータに記録された「送金目的」および「受取人宛のメッセージ」等の内容については、当社は何ら責任を負いません。

#### 第4条（報告書の提出）

外国為替および外国貿易管理法（以下「外国為替管理法」という）上必要な書類等がある場合には、送金取組日の前営業日までに当社へ当該書類を提出して下さい。

#### 第5条（送金資金等）

- (1) 送金資金は、送金取組日の前営業日までに当社へ交付して下さい。
- (2) 送金依頼通貨と送金資金決済口座の通貨とが異なる場合には、送金取組における当社所定の為替相場によって換算します。
- (3) 前項にかかわらず、当社と依頼人との間で外国為替予約に基づき、伝送データに予約スリップの予約番号を記録した場合には、当該予約スリップに表示された予約相場によって換算します。

#### 第6条（為替取引先・送金経路の指定等）

依頼人は、送金にあたって以下の事項を当社または当社の為替取引先に一任していただきます。

- (1) 送金実行のため利用する当社本支店および当社の為替取引先（以下、送金実行のため利用する銀行を「関係銀行」という）の選定
- (2) 暗証・暗号の使用
- (3) 送金の機関、経路および送達手段

#### 第7条（被仕向銀行または支払銀行の定める換算率）

送金の通貨が受取人の居住国の通貨と異なる場合には、被仕向銀行または支払銀行の定める外国為替相場により換算のうえ支払われても、依頼人は異議を申出ないものとします。

#### 第8条（送金の照会・組戻等）

- (1) 送金に関して当社に到着の照会、組戻または訂正等を依頼するときは、当社所定の文書をもって行って下さい。その照会、組戻ま

たは訂正等の手続きは、当社所定の方法・手段に従って取扱います。

- (2) 当社が依頼人の申出により送金の組戻を行う場合には、関係各国の法令・規則等により組戻が認められていることを条件とします。
- (3) 当社は関係銀行から組戻承諾通知および返還金を受領したのち、依頼人に組戻資金を返戻します。この場合に適用される外国為替相場は返戻日における当社所定の外国為替相場によるものとし、組戻に要した諸費用は依頼人の負担とします。

#### 第9条（送金実行の中止）

次の場合には、当社が依頼人に通知することなく送金の実行を中止しても、依頼人は異議を申出ないものとします。

- (1) 外国為替管理法、その他日本および外国の法令上取扱えない送金の場合
- (2) 外国為替管理法上必要な書類等が送金取組日の前営業日までに当社に到着しない場合
- (3) 送金資金決済口座の残高が送金取組日に送金資金に満たない場合
- (4) 送金依頼データが当社所定の方法および形式と異なっている場合

#### 第10条（海外事情等に起因する遅延等）

送金について発生した次の損害はすべて依頼人が引受けるものとし、当社は何ら責任を負いません。

- (1) 関係銀行がその所在地の慣習に従って送金を取扱った結果生じた損害
- (2) 書類・通信の延着、不備ならびに通信の字くずれ、誤謬、脱漏等が原因で生じた損害
- (3) 当社の為替取引先または送金を取扱う機関の責に帰すべき事由により生じた損害
- (4) 被仕向銀行または支払銀行が正当な受取人とみなして支払ったことにより生じた損害
- (5) 送金依頼人の、受取人または第三者に対する送金の原因関係から生じた損害
- (6) 日本および外国の法令、規則等に従って処理したために生じた損害

#### 第11条（入金通知）

当社は送金受取人に対し、入金通知は行いません。

#### 第12条（届出事項の変更・解約等）

振込の取扱に変更がある場合または解約する場合は、当社所定の書面により届出て下さい。

#### 第13条（規定の変更等）

- (1) 当社は、本規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は当社ホームページ上の「外国送金サービス取扱規定」を改定し掲示します。
- (2) 当社は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」といいます）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 契約者は、第1項の利用規定の変更に同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続は、第12条の規定を準用するものとします。

以上